八　日本国の自衛隊と我が国以外の締約国の軍隊との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する日本国と我が国以外の締約国との間の協定の実施に関する法律（令和七年法律第二十六号）第二条第一号イに規定する公用車両であつて、同号に規定する円滑化協定に基づく要請（我が国と同法第一条に規定する締約国との間で合意した活動の実施のためのものに限る。）に基づき使用されるもの（削る）

九～十六　（略）

2　（略）

（登録等事務規程の記載事項）

第二十七条　法第四十八条の五十二第二項に規定する国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一～八　（略）

様式第四

（表）

（裏）

（略）

道路法（抜粋）

（報告及び立入検査）

第七十二条の二　（略）

2　道路管理者は、第七十一条第一項若しくは第二項又は第四十七条第一項（第四十七条第二項及び第三項並びに第四十七条の二第一項の規定の施行において、国土交通省令で定めるところにより、限度超過車両を所有し、若しくは通行させる場合に係る場合に限る。）の規定に必要な限度において、国土交通省令で定めるところにより、限度超過車両を所有し、若しくは通行させる者に対し、道路管理上必要な報告をさせ、又はその職員に、限度超過車両の通行する場所若しくは限度超過車両の所在する場所に立ち入り、通行時間その他の通行経路、限度超過車両の記録その他の物件を検査させることができる。

3　前二項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

4　第一項及び第二項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第百六条　次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一～七　（略）

八　第七十二条の二第一項の規定による検査を拒み、若しくは妨げた者

（削る）

（削る）

（削る）